（心身の故障により運転代行業務を適正に実施することができない者）

第十二条　法第十四条第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により法第二条第四項に規定する運転代行業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（代行運転自動車標識の表示）

第十三条　［略］

（代行運転自動車標識の様式）

第十四条　［略］

（帳簿等の備付け）

第十五条　法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　運転代行業務従事者が法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該運転代行業務従事者が誓約した書面

三　［略］

第十六条　［略］

（処分移送通知書の様式）

第十七条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

（代行運転自動車標識の表示）

第十一条　［同上］

（代行運転自動車標識の様式）

第十二条　［同上］

（帳簿等の備付け）

第十三条　［同上］

一　［同上］

二　運転代行業務従事者が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行業務従事者が誓約した書面

三　［同上］

第十四条　［同上］

（処分移送通知書の様式）

第十五条　［同上］

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（インターネット異性紹介事業の開始の届出） **第一条**　［1・2　略］ 3　法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　インターネット異性紹介事業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　法第八条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書 ニ　［略］ 二　インターネット異性紹介事業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］ ハ　役員に係る法第八条第七号イに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面	（インターネット異性紹介事業の開始の届出） **第一条**　［1・2　同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　法第八条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書 ニ　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　役員に係る法第八条第六号イに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面